

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について (理研農産化工株式会社)

農林水産省は、理研農産化工株式会社（法人番号：8300001001083）から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の認定

理研農産化工株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、令和元年5月31日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、新工場建設に係る株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証を受けることが可能になります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

2. 事業再編計画の概要

小麦粉、食用油を製造、販売する理研農産化工株式会社は、老朽化した製粉工場を撤去し、新たに製粉工場を建設することにより、処理能力・生産性の向上及び品質管理体制の強化を図るとともに、高付加価値製品の開発・販売を行います。

これにより、佐賀県産小麦の調達量を増加させ、県外流通する量を減らすことにより輸送コストを削減し、生産者の経営安定・発展に寄与することを目指します。

3. 事業再編計画の実施時期

開始時期：令和元年6月～終了時期：令和5年3月

4. 申請者の概要

名称：理研農産化工株式会社

資本金：11億円

代表者：代表取締役社長 鶴池直之

所在地：佐賀県佐賀市大財北町2番1号

<添付資料>

[理研農産化工株式会社の事業再編計画の概要](#)

[認定事業再編計画の内容の公表](#)

【お問合せ先】
政策統括官付貿易業務課
担当者：伊藤、湊
代表：03-3502-8111（内線5012）
ダイヤルイン：03-6744-1253
FAX：03-6744-1390

理研農産化工株式会社の事業再編計画の概要

小麦粉、食用油を製造、販売する理研農産化工(株)は、老朽化した製粉工場を撤去し、新たに製粉工場を建設することにより、**処理能力・生産性の向上及び品質管理体制の強化を図るとともに、高付加価値製品の開発・販売を行います。**これにより、**佐賀県産小麦の調達量を増加させ、県外流通する量を減らすことにより輸送コストを削減し、生産者の経営安定・発展に寄与することを目指します。**

【事業再編の概要】

(現状)

製粉工場の施設・設備の老朽化



【事業構造の変更】

- ・ 現行の製粉現工場の施設・設備を撤去

【事業方式の変更】

- ・ 製粉工場を新設し、新規設備を導入

- **処理能力・生産性の向上、品質管理体制の強化**
- **消費者ニーズに応じた高付加価値製品の開発・販売**

(再編後)

製粉工場の新設及び新規設備の導入

【支援措置】

- ・ 日本政策金融公庫による低利融資
- ・ 中小企業基盤整備機構による債務の保証

事業再編計画の主な内容

【農産物流通等の合理化】

- 佐賀県産小麦の調達量を13,100トンから16,000トンに増加。
- 佐賀県産小麦の調達量を増加させ、県外流通する量を減らすことにより、生産者が負担している流通経費の低減に寄与。

【生産性の向上】 従業員 1 人当たりの付加価値額を16%向上。

【計画の実施時期】 令和元年 6 月～令和 5 年 3 月

【労務に関する事項】 事業再編に伴う従業員の解雇等はない。

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和元年5月31日
2. 認定事業再編事業者名
理研農産化工株式会社
3. 認定事業再編計画の目標
 - (1) 事業再編に係る事業の目標
製粉工場を新設し、生産効率の改善及び小麦粉製品の品質向上を図るとともに、高付加価値商品の開発・販売を行うことにより、国内産小麦の調達量を増加させ、生産者の経営の安定・発展に寄与する。
 - (2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標
 - ① 農産物流通等の合理化に関する数値目標
新製粉工場の建設により、生産能力を現行から25%増強させ、また、品質管理水準を向上させることにより、品質への要求水準が高い取引先に対し取引の拡大を図る。さらには、家庭用市場向けに佐賀県産小麦粉を使用した家庭で簡単に調理できる新製品を開発・販売する。これにより、国内産小麦、特に地元佐賀県産小麦の調達量を平成30年度の13,100トンから令和4年度には16,000トンに増加させる。また、佐賀県産小麦の調達量の増加により県外流通する量を減らし、生産者が負担している流通経費を低減することにより、生産者の経営の安定・発展に寄与することを目指す。
 - ② 生産性の向上を示す数値目標
生産性の向上に関しては、令和4年度には平成30年度に比べて、従業員一人あたりの付加価値額を16%向上させることを目標とする。
 - ③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標
財務内容の健全性の向上に関しては、令和4年度において有利子負債比率はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を上回ることを目標とする。
4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容
 - (1) 事業再編に係る事業の内容
 - ① 計画の対象となる事業
小麦粉製造事業
 - ② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容
(事業の構造の変更)
佐賀本店製粉工場の施設の撤去・設備の廃棄
(事業方式の変更)
老朽化した製粉工場機械棟を撤去し、新規設備を導入することにより生産効率を改善するとともに、最新情報処理技術を活用して、HACCP対応のトレーサビリティを確立することで品質管理体制の向上を図る。こうした取組を通じて、品質に関して要求水準の高い大口ユーザーに対して、内麦粉を活用して付加価値を高めた小麦製品の提案や、家庭のニーズに即した簡単に調理できる新製品の開発・販売を行う。
 - (2) 事業再編を行う場所の住所

理研農産化工株式会社 佐賀本店 旧製粉工場機械棟：佐賀県佐賀市大財北町2番1号
佐賀本店 新製粉工場機械棟：佐賀県佐賀市大財北町2番1号

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期
開始時期：令和元年6月
終了時期：令和5年3月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項
事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項
該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第 1 条第 1 項の要件			
	十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄	撤去する施設とその内容： 佐賀本店製粉工場機械棟（佐賀県佐賀市大財北町 2 番 1 号）の工場建屋等 帳簿価格：17 百万円 撤去期日：令和 5 年 3 月 31 日 撤去比率：9.2% 撤去する設備とその内容： 佐賀本店製粉工場機械棟（佐賀県佐賀市大財北町 2 番 1 号）の機械装置一式等 帳簿価格：9 百万円 撤去期日：令和 5 年 3 月 31 日 撤去比率：10.8%	—
法第 2 条第 5 項第 2 号の要件			
	農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化	製粉工場機械棟を撤去し、新規設備を導入して生産効率を改善するとともに、最新情報処理技術を活用して、HACCP対応のトレーサビリティを確立して品質管理体制の向上を図る。また、品質に関して要求水準の高いユーザーに対する内麦粉を活用して付加価値を高めた小麦製品の提案や、家庭のニーズに即した簡単に調理できる新製品の開発・販売を行う。 上記の取組を通じて、佐賀県産小麦の調達量を増加させ、生産者が負担している流通経費の低減に寄与する。	法第 25 条第 1 項（株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け） 法第 24 条第 1 項（中小企業基盤整備機構による債務の保証）